

事件番号 平成27年(ワ)第1680号 損害賠償等請求事件
原告 戸田 久和
被告 福田英彦
亀井 淳
井上まり子
豊北裕子

準備書面 2

2015 (平成27) 年7月27日(月)
大阪地方裁判所民事第9部合議係 御中 (誤字訂正版)

原告 戸田 久和 (とだ ひさよし)

被告らが出してきた6月19日付け「準備書面1」を受けての原告主張として、以下のとおり主張する。

(※ なお本書面では「自治会ハンドブック」を「自治会HB」と略する場合があります)

=====

【目次】

【1：異様なほどに悪質不誠実な被告人らの対応】 P 2

< 1 > 「沈黙の暴力」を使い続ける被告人ら。市民への提訴報道、説明も皆無

< 2 > 「公職者としての説明責任完全拒否」で、原告への名誉毀損をやり逃げ・拡散

< 3 > 「新たなウソ・捏造」を裁判書面で次々と作り出して正しい事実把握を妨害

【2：本件事案の本質～普通ならすぐに解決できた事なのに】 P 4

【3：原告は「社会的評価」の甚大な低下被害を受けている】 P 5

【4：被告「見解報道」には「真実」も「公益目的」も存在しない】 P 5

【5：被告6/19準備書面での「再反論」に対する再々反論】 P 6

【1：異様なほどに悪質不誠実な被告人らの対応】

< 1 > 「沈黙の暴力」を使い続ける被告人ら。市民への提訴報道、説明も皆無

1：本件は「市議会議員が同じ市議会の議員達を、名誉毀損・賠償請求等で提訴した」、しかも「自公政権に断固反対する革新野党陣営の議員どうして裁判沙汰になる」という、非常に希な事件であり、外形的一般論的に見るならば「提訴発生は望ましくない事案」である。

そして被告らは、提訴以前から一貫して「原告の主張は不当である」という立場を維持し続け、提訴されて以降は「提訴自体が不当である」という立場もこれに追加し、それらの立場で裁判文書を提出してきている。

2：そういう立場であるならば、普通は、被告らは市民に対して自らの正当性を広く訴え、提訴された事の不当性も訴え、支援傍聴を呼びかけるものである。

ところが被告らは、提訴の不当性を訴えるどころか、提訴された事も、裁判が進行している事も、その内容も、全く報道せず、市民の知らせようとしないうままであり、意図的に法廷への出廷もせず、裁判に真摯に向き合おうとする姿勢自体を示そうとしない。

3：これはなぜなのか？ 考えられる理由はひとつしかないと思う。

被告らは本当は「後ろめたい気持ち」を持つだけの理由を持っており、この裁判の実態を市民に知らせたくないの、提訴されて裁判が進行している事自体を、少なくとも被告らが持つメディアを通じて、被告らの支援者層には知らせようとは考えないからであろう。

言い方を変えれば、この事態に、被告らが「真実や公益目的を追求しようと奮闘する人物」ではなく、「臭いものにフタ」をして真実を隠蔽し、「己の保身を図る人物」である事がよく伺えるのである。

4：裁判官におかれては、被告らと一体となった弁護士が、一見法律的にはもっともらしい事を書き連ねていようとも、被告らのそういう実態を正しく見抜き、正しい裁定をなされる事を切望します。

また、本件の実相を正しく判定するために、原告と被告らを法廷に出廷させて尋問を行なう事も、改めて強く要望いたします。

< 2 > 「公職者としての説明責任完全拒否」で、原告への名誉毀損をやり逃げ・拡散

1：被告らが「原告からの公開質問には、今後どんな内容でも回答しない」と宣言したことは、「公職者としての説明責任完全拒否宣言」と言わざるを得ず、断じて許されないが、これによって被告らは「公開的に原告と対峙論争して市民の審判を受ける」ことを免れた。

これは原告からすれば、「公開的に原告と対峙論争して市民の審判を受ける」機会を理不尽に剥奪されたに等しく、被告らにすれば「原告への名誉毀損宣伝を『やり逃げ』出来た」という事である。

2：その上に、ネットでの被告らの「原告非難の見解」はそのまま存在し、ネットで拡散し続ける状態であり、原告の名誉毀損は月日が経つごとに拡大の一途をたどっている。

< 3 > 「新たなウソ・捏造」を裁判書面で次々と作り出して正しい事実把握を妨害

1：原告「5/15 準備書面 1」（今後、単に「原告 5/15 書面」と略す事がある）で指摘したよ

うに、被告らは提訴以前の全ての段階において「自治会HBの発行そのもの論」に立って「4/27 門真民報記事」を正当化してきたのに、「4/10 答弁書」において、今度は突如として「自治会HB内容への成果反映論」を主張し始めた。

それは「自分たちは当初から一貫して、自治会HBの内容に自分らの活動成果が反映していると報道し、その見解を述べてきただけだ」という、明らかに虚偽の事実経過主張を伴ったものであった。（「原告 5/15 書面」の 10P～17P）

2：それを「4/10 答弁書」で初めて出現したウソと呼ぶならば、被告の「6/19 準備書面 1」（今後、単に「被告 6/19 書面」と略す事がある）においては、新たに、「門真市は原告質問とは無関係に自治会HBを作る予定だった」というウソを出してきた。

（「被告 6/19 書面」の 2 P。

（1） 成果「捏造」と議員団にレッテルとの点について ウ ）

3：これは、「原告質問も自治会HBの作成そのものに直結したのではなく、既に、市当局も作成し始めているところに、原告の指摘する内容が盛り込まれたものに過ぎない」

「原告質問も、すでに自治会HBを検討していた市当局に対して、原告質問の趣旨にそった内容を反映させたという『評価』の問題だ。

との「真っ赤なウソ」でホップ・ステップした挙げ句に、

「亀井被告質問も、担当部署の一覧表の配布という形で実現し、さらに自治会HBの作成に際し、より見やすい形で反映されたと『評価』できるものだ」

だから、

「どっちも自治会HBの『内容に反映された』と『評価』できるものだ」と、「大ウソの大ジャンプ」を決めるのものであり、実に不誠実で審理を混乱させるものと言わねばならない。こういう事を平然と行なうところに、被告らの虚偽体質が如実に現れている。

4：「絶対的事実」としてあるのは、

1) 自治会HB作成は 2010（平成 22）年以降の原告の自治会適正化追求への対応としてなされた。

2) この原告の自治会適正化追求無しでは、市は自治会HB作成をしていない。

という事であり、今回 **【甲第 30 号証】**（原告HPでの「自治会問題特集（共産党への提訴問題）特集の下段 5 ページ）に詳しいが、かいつまんで述べると、

ア) 2010（平成 22）年以降の原告の調査で、「公的補助団体なのに社会的常識に満たない欠陥規約の自治会が相当数ある。酷い場合は規約不存在や市への提出拒否の自治会すらある」事が判明した。

イ) それを経て、原告が 2012（平成 24）年 6 月議会より「自治会規約が不適正な事例」問題を追求し、「自治会HB」作成は、この 6 月議会の答弁の中で市が約束した。

ウ) それ以降の原告の同年 9 月議会、翌 2013（平成 25）年 3 月議会での原告の議会質問は「自治会HB」の早期作成を促したり、発行遅れを咎めたりする意図を持って重ねられていった。

エ) 門真市はこの時の原告質問が無ければ、自治会HBを発行する事にはならなかった。なぜなら、2008（平成 20 年）に他市の自治会HBに倣った（自治会便利帳的な）HBを作ろうかと発案したものの、当時一番の当事者と考えられていた「自治連合会」から「作成不要」と言われたために、自治会HB作成は「無期限棚上げ」となっていたからである。

オ) 門真市の自治会HBは、原告の議会質問があったからこそ発行作業が開始されたし、

HBの内容も原告の指摘に沿って、規約整備など「自治会運営の民主化・適正化をすツールとして役立つ」事を主眼とした、他市には見られない画期的な内容になった。

5：この他にも「被告 6/19 書面」は、「原告の、亀井被告質問の存在に対する不認識」や「自治会に関係する共産党議員質問があったか否か」が「本質問題」であるかのような「本質をすり替えた不当主張」が、より強化され、それに基づいて「原告が早期に謝罪するべきだった」などのとんでもない虚偽主張も展開されるようになった。

総じて、被告らに虚偽の主張がより多くなって、審理を混乱させようとしている事に憤りを覚えざるを得ない。

【2：本件事案の本質～普通ならすぐに解決できた事なのに】

1：原告が「5/15 書面」で述べたように、本件は、普通ならば、被告らが「4/27 門真民報記事は、『自治会**HB**発行の契機を共産党議員団が作った』というつもりで書いたのではなく、『自治会**HB**の中の連絡先一覧表は共産党議員団の質問が実ったものだ』というつもりで書いたものだ。誤解を受けやすい記述だった事をお詫びし訂正する」と原告に表明すれば、2014（平成 26）年 5 月時点ですぐに解決した事案である。

2：しかし被告らは、頑として、「『自治会**HB**の中の連絡先一覧表は共産党議員団の質問が実ったものだ』というつもりで書いたものだ」、という事を言おうとしなかった。

逆に、「自治会**HB**は・・・共産党議員団の議会活動の中で実ったものです」という趣旨の「自治会**HB**の発行そのもの論」に立った説明ばかりして、「自治会**HB**発行の契機についての成果捏造姿勢」を改めようとしなかった。

3：それどころか逆に、問題を「自治会問題一般に関する質問を被告らがしたか否か」にすり替え、それについて「原告が事実誤認をしていた」事が本質であるかのようにデッチ上げて、原告を「ウソつき呼ばわりする」に等しい居直りとデマ宣伝を重ねたのである。

4：そして提訴されるや、被告らは突然に「自分らは最初から 4/27 門真民報記事は、『自治会**HB**の中の連絡先一覧表は共産党議員団の質問が実ったものだ』というつもりで書いたものだ、と説明してきた」、という従来と全く違った説明に走り、そこに「原告の事実誤認や『回答文の公表遅れ』や『回答文受け取り後の見解表明無しが悪い』、というイチャモンつけを一体化させて、自己正当化を図るようになった。

これは「原告がトラブルの根源だ」という、原告への名誉毀損をより悪質に強化していると言える。

5：誰もが思う事は、「提訴された後に初めて「4/27 門真民報記事は、『自治会**HB**発行の契機を共産党議員団が作った』というつもりで書いたのではなく、『自治会**HB**の中の連絡先一覧表は共産党議員団の質問が実ったものだ』というつもりで書いたものだ」、と言うのであれば、なぜそれを最初の段階で原告に説明しなかったのか？という疑問である。

そうしておけば、原告との激しい対立も起きないし、被告議員団幹事長の福田被告が市議会で問責決議を受ける事も無かった（そういう手間を他の議員達にかける事もなかった）のに！

6：その答えは、「実際には、提訴以前は、被告らはずっと『自治会**HB**発行は亀井被告質問

の成果だ』という考えで突っ張ろう、という考えで意志一致していたから」だと思えない。実に不健全な虚偽保身体質だと言わねばならない。

【3：原告は「社会的評価」の甚大な低下被害を受けている】

- 1：そもそも「正義の革新政党」として社会的評価が高い共産党の「推定 4000 部」かそれ以上の発行部数の地域機関紙（門真民報）と公式HPおよび議員ブログで、否定的評価の情報を流されたら、その人の「社会的評価」が低下する事は当然起こる事である。
- 2：ウェブサイト版「門真民報」も「福田英彦ブログ」も、各方面から注目を受けているものであり、ネット情報の特色上、無限に転送拡散し、消えずに残るものである。
- 3：実際原告は、5期連続の市議選に挑んだ本年4月26日投票の門真市議会議員選挙において、原告は「全国自治体で最も進んだ反ヘイト人権施策」や「西日本有数の脱原発・脱関電施策」、「外部右翼の市政介入の封殺」、「様々な行政システムの改善」などを単独領導してきた数々の実績を挙げてきたにも拘わらず、前回の22定数中8位・2126票から大きく票を減らして21定数中14位1449票に後退した。

- 4：その全てが被告らの原告への誹謗中傷宣伝記事のせいではないにしろ、相当程度の悪影響＝被害を原告に与えた事は疑い得ない事実である。

また、被告らの誹謗中傷記事への対抗策を様々に取るために7月以降、時間労力をかなり投入せざるを得ず、その分、一般市民や支持者への集標的働きかけや通常の選挙対策を十全に行えなかった事による影響も否めない。

（原告5/15書面9～10P）

【4：被告「見解報道」には「真実」も「公益目的」も存在しない】

- 1：本件の名誉毀損提訴に関わる被告らの「見解報道」には、「真実」も「公益目的」も存在しない。

その事は「原告5/15書面」の【名誉毀損1】～【名誉毀損6】などの各所で、十分に説明されており、「被告6/19書面」での主張はそれを論破し得るものではない。

- 2：被告らの「見解報道」に「真実」が存在しない端的な例は、「2012（平成24）年の亀井被告非行事件」（守門消防組合議会の副議長辞任や翌2013（平成25）年12月議会での亀井被告問責決議に至る事件）での、「被告らの説明」を見れば一目瞭然である。

被告らの説明（原告が回答公表を遅らせた等）は、ちょうど「街頭強盗の逮捕事件について、『街頭強盗が逮捕された』という本質を全く言わずに、強盗が殴りかかったのに対して逮捕した側が自己防衛で殴り返した事について、『一方の人物が相手を殴った』事だけを伝えているようなもの」である。

つまり、「事実の断片を恣意的に伝えるだけで、『真実を伝える』事になっていない」のである。

一事が万事、それが被告らの「見解報道」の実態であって、何ら「真実」は伝えられて

おらず、原告を意図的に誹謗中傷するだけである。

- 3：本件に関する被告らの「見解報道」の目的は「公益目的」とは到底言えず、「被告ら自身の虚偽を隠す自己保身が目的」だと言わざるを得ない。
これすなわち「私益」に過ぎない。
- 4：よって、被告らには違法性阻却事由が存在しない。

【5：被告6/19準備書面での「再反論」に対する再々反論】

- 1：基本的には「被告6/19書面」で出てきた「新たなウソ」以外は、被告の「再反論」なるものは、「原告5/15書面」での説明に対抗できるものとはなっていない。
- 2：その上で「5/23公開質問状発送時点での、原告と市当局回答の違い」について説明すると、原告は、「4/27門真民報記事は成果捏造だろうと思うので、真相究明のための公開質問状文面の基礎データとして活用したい」、と依頼目的を説明した上で、
「自治会HB発行が共産党質問の成果であるはずがないが、念のため、ここ5年間ほどの間で、自治会HB発行と関係するような共産党質問があったかどうか、そもそも共産党は自治会に関する質問をしていたのかどうか、もししていたとしたらどんな内容の質問だったのか、調べて欲しい」、
と「市民生活部：地域活動課：小野課長」に依頼した。
この原告の問題意識が、調査依頼を受けた小野課長に対して、「内容に関わらず、自治会に関する質問を共産党がした事があるかどうか」ではなく、「自治会HB発行につながる共産党質問があったかどうか」に傾いた意識を持って5年間の議会経過を、所管職員への聞き取りも含めて調査する結果を生みだしてしまったようで、そのために、亀井被告の自治会所管部署への連絡問題の質問」の存在を見落としてしまい、原告に対して、「この5年間の議会で、自治会問題に関する共産党からの質問は無かった」と回答してしまったのである。
これは、言い方を変えれば、自治会所管職員の誰もが、「2012（平成24）年3月議会での亀井被告質問は自治会HB発行とつながるものではない」、「亀井被告質問は自治会HB発行と何ら関係のない事だ」、という認識を持っていたことの反映であり、これはまた、「自治会HB作成の2年前の亀井質問が自治会HBの内容に取り入れられた、と言うほどの（4/27門真民報で成果宣伝するほどの）ものでもない」という、つまり、職員の側から見ても、「4/27門真民報で成果宣伝は上げすぎる」と判断されていた可能性を強く示唆するものだと言えるだろう。
- 3：2014（平成26）年の5月から8月にかけて、原告は「右翼の市政介入を排除するための議会質問」などを含めた6月議会での重要な作業に追われ、また **【甲第31号証】**（2014（平成26）年6/22発行の「ザイトク川東問題対応の記録パンフ」）に示される「在特会分子の門真市施設使用許可問題への対応」や、**【甲第32号証】**（反ザイトク施策のための7/26前田先生講演集会の案内ビラ（2014（平成26）年7月発行））に示される講演集会の開催とその後の記録整理、及び8月の種々の反戦行動や秋田への帰省と母親の見まい等々で、非常に多忙であり、この点から言っても、被告ら回答文への見解表明や市への調査が遅れた事を罪悪視されるいわれは無い。

- 4：その他、詳細に論証したい事もあるが、今回文書作成が間に合わなかったので、**{甲第33号証}**（「被告6/19書面」に対する反論作成の準備メモの掲示板記事集（2015（平成27）年7/26～27投稿）の提出をもって、それに替える事にさせていただくので、ご了解願いたい。
（もう一度準備書面作成の時間を与えていただければ、これを基に追加書面を作成しようと考えています。）

以上。